

# 明星中学高等学校鉄道研究部 鉄研会 会則

平成 26 年 11 月 03 日 制定

~~平成 26 年 11 月 03 日 改正~~

## 第一章 総則

### 第1条（定義）

本会は、明星中学高等学校鉄道研究部を卒業した者のOB会であり、本会は鉄研会と称する。

2 鉄研会は、なに事にも楽しむ姿勢を大切にしなければならない。

3 鉄研会の「鉄」の字は、東日本旅客鉄道の「鉄」の字に準ずる。

### 第2条（目的）

本会は、明星中学高等学校鉄道研究部の発展に協力すること、及び現役部員や会員相互の親睦を図ること、並びに文化部会各部を応援することを目的とする。

2 世界に信頼される（日本）人を育成する建学の精神のもと、健康で真面目に努力していく姿勢で、明星学苑に寄与する。

### 第3条（目標）

本会は第2条で定めた目的を達成するため、必要に応じて活動を行いながら、同窓会活動並びに鉄研会を運営する。

## 第二章 会員

### 第4条（資格）

本会の会員資格は、下のイ) ロ) のいずれかを満たし、かつ鉄道研究部のさらなる発展を願い、また現在も会員とのつながりを有する者である。

イ) 明星中学高等学校に在籍し、入部届を提出して鉄道研究部に属していた者。

ロ) 鉄道研究部の顧問であった教員。

### 第5条（入会）

資格を有する者が入会を希望する場合、所定の手続きを行うことにより、会員になることができる。

### 第6条（退会）

会員は任意に退会することができる。退会した会員が再入会を希望する場合は、新規会員同様の手続き及び審査を要する。

## **第7条（役員）**

本会を円滑に行うため、下に示す役員を置くことができる。ただし、会長及び副会長は1名とし、その他の役員は若干名とする。なお、役員は兼任することができる。

- イ) 会長
- ロ) 副会長
- ハ) 事務局
- ニ) 幹事
- ホ) 会計
- ヘ) 監査

## **第8条（役員の分掌）**

役員の分掌は下の通りとする。

- イ) 会長は鉄研会を代表し、本会のすべてを統括する。
- ロ) 副会長は会長を補佐し、会長とともに本会を統括する。また会長が会長の職務を遂行できない場合はその職務を代行することができる。
- ハ) 事務局は鉄研会の運営や庶務全般を担当する。
- ニ) 幹事は鉄研会の企画の立案、現役部員との連携等を担当する。
- ホ) 会計は鉄研会の会計業務を行い、決算報告の資料等を制作する。
- ヘ) 監査は鉄研会の運営及び会計を監査し報告する。

## **第9条（決議）**

役員人事やその他議題の可否については、開催される鉄研会総会に出席する会員の過半数で可決とする。ただし、緊急に対応を求められた場合は、役員の判断において仮に対応できるものとする。

## **第10条（異議申立）**

異議がある会員は、採決に至るまでに異議を申し立てなければならない。

2 やむなく総会を欠席し、第9条に定める決議において採決後に異議がある会員は、次回の総会にて自ら発議し、その1回に限り再発議できるものとする。

## **第11条（役員の辞任）**

役員を辞任する際は、交代する役員の選出が完了次第、辞任することができる。

2 役員の改選は、該当役員を除く全役員の承認を得る必要がある。

## **第三章 運営**

## **第12条（鉄研会の活動）**

鉄研会の活動は、本会則に則り会員の必要に応じて行うことができる。ただし、鉄研会の総会は、会長の招集において開催できるものとし、活動した会員は総会において報告義務を負う。

### **第13条（会費または参加費）**

鉄研会の運営にあたり、必要に応じて会費または参加費を徴収することができる。徴収する金額は、会計または、会計に準ずる者がその都度定めることができる。

### **第14条（寄付）**

鉄研会は会の運営において必要な任意の寄付を受けることができる。なお寄付が行われた場合は、原則、鉄研会総会においてすみやかに報告しなければならない。